

農事組合法人
シバザクラの里乃美

設立 平成21年12月 1日



**夢があるところには人が集まり、
人が集まるところには未来が開ける**

魅力的な、元気で明るい、新しい事に挑戦する話題性のある集落

〒 739-2311
東広島市豊栄町乃美365番地
TEL・FAX 082-432-4360
URL: <http://www.nomishibazakura.jp>

法人の概要

1) 法人の名称

農事組合法人 シバザクラの里乃美

2) 法人の所在地

東広島市豊栄町乃美365番地

TEL・FAX 082-432-4360

Eメール nomishibazakura@ia2.itkeeper.ne.jp

ホームページ <http://www.nomishibazakura.jp>

3) 地域の概要

・位置

広島県のど真ん中に位置し、近年東広島市に合併した海に面する所のない山間地域である。

・地形

沼田川水系椋梨川流域に展開する中山間地域で、0.3~9%の傾斜を有し、標高350~370mの耕地である。

・気象

四方を大小の山に囲まれた内陸型高原盆地であり、冷涼で温度格差が大きい。瀬戸内海沿岸に比べ冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼である。年間平均降水量は約1,500mmで、平均気温は約13℃である。

・水利状況

用水は、椋梨川・ため池及び渓流から取水し、排水は、椋梨川に自然排水しているが、約10%の圃場は水利状況に恵まれていない。

・営農状況

農家戸数71戸で、その内法人加入は64戸。1戸当たりの水田面積は約51a、畠1aの零細な営農であった。法人としての営農は、平成22年度から始める。

4) 法人設立までの経緯

・厳しい農業情勢 (H10年~)

居家離村、高齢化、後継者不在で、集落は衰退し、維持が困難となってきた。

・集落を守る振興 (H11年~)

農業発展の夢としての唯つの手立てが、集落農業を法人に委ねることであった。

・集落振興の起爆剤 (H13年~)

シバザクラの里乃美振興組合(H13年「中山間地域直接支払制度」で設立、H17年現名称に変更)は、集落農業法人化に向けての母体となり、法人設立に必要な事項に、乃美地区北組の北上と北中の26戸で取り組んだ。

・集落住民の意識改革 (H13~)

集落農業の法人化に向けての講演会、先進地の視察・研修等の勉強会実施。

・実践行動の開始（H14年～）

- ①シバザクラの里乃美振興組合（H14年～） シバザクラを植栽した法面の省力管理と景観形成技術を開発し、技術確立した。
- ②シバザクラの里乃美営農組合（H16年設立） 法人設立まで、転作田等農用地を営農組合に集積し、集落としての適正な農業生産活動の維持発展を図った。
- ③乃美集落営農法人設立準備会（H16年設立） 集落営農法人化への啓発、人材育成、特産物の開発（基幹作物及び補完作物の試作検業）、乃美シバザクラ祭り（H17年～）を開催し、休養機能を活かした都市住民との交流、農業体験交流を実施し、生産者の顔の見える産地づくりに努めた。
- ④乃美シバザクラ愛好会（H16年設立） シバザクラの里振興組合が開発した技術の伝授として、難防除雑草防除技術、育苗技術、植栽技術講習会を開催し、講議と実習によって受講生に伝授。この他、現地指導、苗等資材の販売を現在も行っている。

・圃場整備事業と乃美土地改良区の設立（H21年6月～）

法人化を前提とした県営基盤整備事業の開始。

・法人設立（H21年12月1日）

既整備圃場4.4haを平成22年度から営農を開始し、平成26年度までに圃場整備が隨時完了した所から法人が営農していく。

5) 法人の基本方針

・法人経営

集落機能・農地維持型（地域還元型営農）を構成員は選んだ。

・生産理念

安全・安心な農産物の生産を基に、環境にやさしい営農を展開していく。

・生産基盤

圃場整備完了のH26年度で約33ha耕作面積を集積し、水稻を中心に飼料イネと園芸・野菜類で補完する。

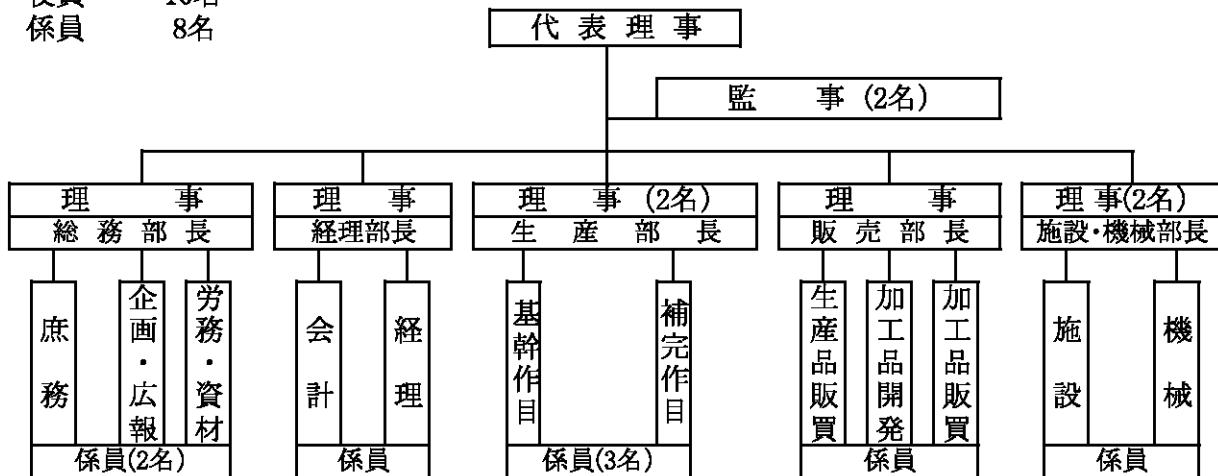
・担い手

たちまちは、技術力のある地区住民（定年退職者）でスタートし、若手構成員を育成していく。

運営

1) 組織体制

- ・ 役員 10名
- ・ 係員 8名



2) 法人現況

- ・ 組合員数 64名
- ・ 集積面積 378, 636 m² (圃場整備従前地)
- ・ 出資金 7, 606, 000円

3) 法人加入条件

- ・ 利用権設定農地(10年間以上)
土地改良済み農地 (既圃場整備及びこれから圃場整備予定農地)
- ・ 出資金
農地(登記簿) 20, 000円/10a (1口 1, 000円)
- ・ 地代
農地(登記簿) 年額10, 000円/10a
- ・ 畦畔管理料
畦草刈り年3回以上 3円/m² (登記簿面積から水張り面積を除いた分)
- ・ 水管理料
2, 000円/年額 (水張り面積)
- ・ 賃金・オペレーター・一般作業員
800円/時間 (同額)

4) 生産・栽培管理

- ・ 農地地図情報(K-GIS)システム導入
農作業・栽培履歴管理システム (広島県農林振興センター)

5) 機械・施設

- ・ 大型農業機械のリース導入

トラクター	Kubota KL4350 43PS
田植え機	Kubota NSD8Y161FR 21PS
コンバイン	Kubota ER456 56PS
- ・ その他必要農機具
たちまちは、構成員からの借上げ、又は作業外注で賄う
- ・ 事務所建屋他
事務所は、乃美土地改良区に間借り
農機具保管庫は、中古ハウス利用

現　況

- 1) 平成22年度利用権設定圃場
 - ・ 集積面積
圃場整備済 4.4 ha
 - ・ 作付予定作物

水稻	55%
飼料イネ	30%
野菜類	15%
- 2) 平成22年度開始圃場整備
 - ・ 春施工予定 約10 ha
 - ・ 秋施工予定 約 7 ha
- 3) 平成23年度以降圃場整備
 - ・ 平成24年度～25年度 約17 ha
- 4) 未稼働システム
 - ・ 農作業・栽培履歴管理システム
圃場整備の進行と共に、導入と改定を必要とする農地図
 - ・ ホームページ
自分達での組立てと更新管理

これからの方策

- 1) 高齢化による担い手育成
 - ・ 平均年齢65歳を超える構成員の担い手や役員の育成
若い人達が生活出来る通年作業の確保
- 2) 圃場整備後の利用権設定(従前法人受託予定地)
 - ・ 圃場整備しても水の来ない圃場対策
地区外水路の助成金工事方法
 - ・ 整備で新たに発生する畠地対策
工事で発生する畠地の活用法又は返納
- 3) 水路・農道法面草刈り
 - ・ 法人が補助金を出さない場所の草刈り
公用地の草刈り対策
- 4) 販売方法の確立
 - ・ 直売所の確保
国道・県道沿いの場所
 - ・ 経験の無いインターネット販売
ホームページでのPRと注文
- 5) 機械設備の導入と更新
 - ・ 不足する農機具の購入と保管
圃場整備完了毎に増える農用地と不足する小農機具
 - ・ リース機の更新積立
契約終了後の出費対策
- 6) 農産物の付加価値向上化
 - ・ 特産物化対策
どう付加価値を付けるか
- 7) 加工6次産業化
 - ・ 加工施設
新たに必要な加工施設、場所、技術をどうするか